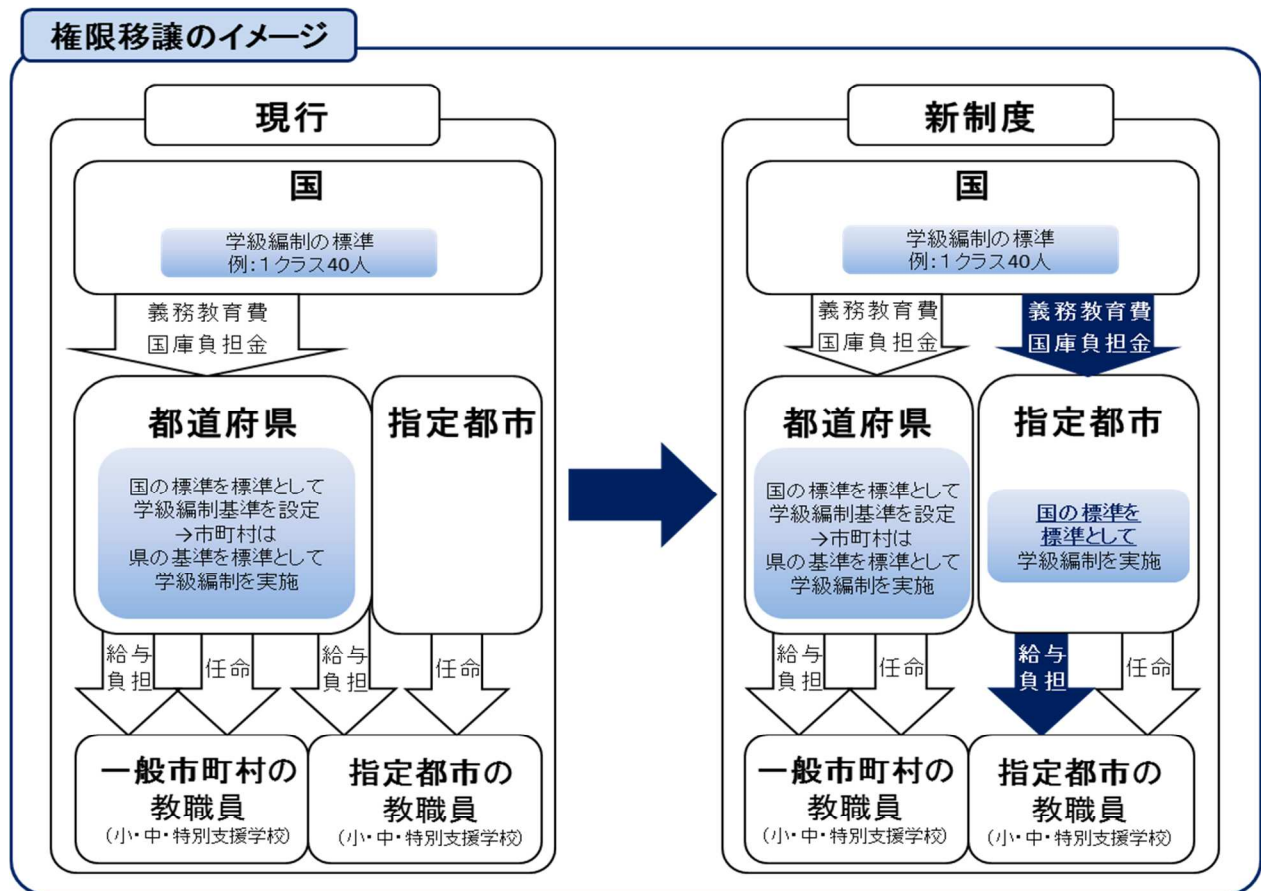


県費負担教職員給与負担等の権限移譲について

教職員課



1. 施行期日について

平成 26 年 6 月 4 日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第 4 次地方分権一括法により、指定都市に係る県費負担教職員の給与負担等の権限が、所在道府県から移譲されることとなり、本市を含めた各指定都市は、平成 29 年度を目処として鋭意その準備に取り組んでいるところです。

同法においては、万が一各指定都市の準備が遅れて平成 29 年度からの実施が難しくなった場合には、義務教育の実施に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、その施行期日については、平成 30 年 4 月 1 日までの間において政令で定める日とされていたところですが、去る本年 8 月 3 日、当初の想定どおりにその施行期日を平成 29 年 4 月 1 日とする政令が公布されました。

2. 県費負担教職員の勤務条件について

勤務条件を制度設計するに当たっての基本方針

- (1) 原則的に本市の既存制度へと移行する。
- (2) 本市の既存制度にはない制度については、次の3つのいずれかの取扱いとする。
 - ア 制度を新設して対応する。
 - イ 類似した本市の既存制度へと移行する。
 - ウ 制度化しないこととする。

ただし、上記の方針を基に制度化を図った場合において、著しく不利益となる場合等は、所要の経過措置を設けて対応する。

3. 制度設計に向けた協議等について

上記2.の基本方針を基とした制度設計については、関係部署との協議を経た後、今回の権限移譲の当事者であり学校現場の代表者でもある「小中学校長会」及び「職員団体」に対する説明を昨年度末から進めているところです。

以上を踏まえて、「熊本市立高等学校等の職員の給与に関する条例」(昭和29年条例第8号)をはじめとする関係条例の改正等について準備を進めてまいります。